

定例会議資料	令和7年の暑熱対策の取組等について	令和7年7月2日 警務課
1 暑熱対策の取組 (1) 暑熱対策ワーキンググループ会議の開催 令和7年5月27日、関係所属の参加によりワーキンググループ会議を開催し、令和7年中の暑熱対策に向けた方針検討や情報共有等を実施 (2) 令和7年の暑熱対策の取組 ア 各部における指示伝達 各部ごとに通達、事務連絡等を発出し、各部の警察活動において留意すべき熱中症対策等の注意事項を指示 イ 装備資機材等の導入予定 (ア) 熱中症指数モニターの導入 (イ) 冷却機能を有する資機材（ペルチェデバイス）の試行導入 (ウ) 冷却スプレー等の消耗品の配付 ウ 法改正への対応 (ア) 早期発見報告体制の整備 (イ) 措置手順の作成 (ウ) 体制及び手順の周知 エ その他 (ア) 警察官の服制変更（交番・駐在所での脱帽、活動服着用時のネクタイ省略） (イ) ポロシャツ型夏服の試行運用 (ウ) 制服警察官の勤務中における避暑時間の確保や飲料水購入についての広報 2 軽装勤務等の通年化 (1) 目的 年間を通じて、軽装勤務や職員自らによる快適な服装の選択を可能とすることで、働きやすい職場環境の形成を目指し、職員個々の業務効率向上を図るもの。 (2) 運用開始日 令和7年7月1日 (3) 対象職員 私服で勤務する全職員 (4) 運用方法 ア 日常業務でのノーネクタイ等の軽装を通年で選択可能（服装選択を柔軟化） イ 会議等では、その都度、主催所属の判断で服装を指定 ウ 社会通念上、必要と判断される場面では、ネクタイ及びジャケットを着用 (5) 施策導入に向けた広報等 本施策を「スマイルスタイル」と称して、広報周知を図る。		

令和7年の暑熱対策の取組等

1 暑熱対策ワーキンググループの開催（令和7年5月27日）

令和7年中の暑熱対策に向けた方針検討、情報共有実施

2 令和7年の暑熱対策の取組内容

① 通達、事務連絡等による暑熱対策の指示

- ▶ 熱中症対策マニュアルを活用の上、各部の警察活動において留意すべき対策等の注意事項を指示

② 装備資機材等の導入予定

- ▶ 熱中症指数モニターを必要数導入
活動場所における熱中症指数を計測することにより、労働環境の安全管理に活用
- ▶ 冷却機能を有する資機材（ペルチェデバイス）の試行導入
- ▶ 熱中症予防・処置用の冷却スプレー等の購入、配布



③ 労働安全衛生規則改正への対応（令和7年6月1日施行）

熱中症対策が義務化

※ 罰則規定あり



熱中症患者の報告体制の整備
熱中症の悪化を防止する措置の準備
作業従事者に対する周知等

=== 対応策 ===

- ◆ 職場における熱中症フローチャートの貼付
- ◆ 熱中症対策緊急連絡網の作成
- ◆ タイムリーな文書発出による効果的な周知等
警察ネットワーク上で暑熱対策の注意喚起をアナウンス

④ 制服警察官の暑熱対策

- ▶ 警察官の服制に関する変更等
 - ・ 交番・駐在所等における脱帽
 - ・ 活動服着用時のネクタイ省略
- ▶ ポロシャツ型夏服の試行運用

地域警察官の暑熱対策広報

コンビニ立寄り
飲料水購入・水分補給
サングラス着用等



「スマイルスタイル」の運用開始

～軽装勤務の通年化及び柔軟化～

1 目的

働きやすい職場環境を形成するため、私服着用が認められている職員が年間を通じて軽装勤務をすることや、自ら快適な服装を選択することを可能とし、職員個々の業務効率向上を図る。
（通称：スマイルスタイル）

Smile Style ～スマイルスタイルとは～



職員自らがノーネクタイ等の服装を通年で選択できることで、職員個々の業務効率向上を図り、県民のために笑顔で良い仕事ができる職場づくりを目指す

2 運用開始日

令和7年7月1日から運用開始

3 運用方法

ノーネクタイ

ノージャケット

- 日常業務におけるノーネクタイ等の軽装を通年で選択可能とする
- ポロシャツ、Tシャツにジャケットなど、服装選択を柔軟化

夏季服装の例

ポロシャツ
半袖シャツ
チノパン（綿）

冬季服装の例

カジュアルジャケット
カーディガン
セーター
タートルネック

～ 留意事項 ～

- 他官庁会議、式典、行事等、社会通念上相応の服装が必要と判断される場面では、ネクタイ及び上着を着装すること。
- 各所属が主催する行事等については、開催通知等でその都度服装を指定すること。
- 本制度は職員のネクタイ及び上着着装の省略を一律に求めるものではないこと。

4 施策導入に向けた広報等の実施

各媒体（県警HP、X等）を活用して、県民への広報周知を図る。

